

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	昭和通り銀座歩道橋エスカレーター計画補修工事
2 施 行 場 所	東京都中央区銀座七丁目13番先～銀座八丁目14番先
3 対 象 業 種	電気工事
4 工 事 概 要	1. ステップリンク及び駆動ローラ取替（P2号機） 1.0式 2. 第3手摺駆動装置一式取替（P2号機） 1.0式 3. ゴム手摺取替（P4号機） 1.0式 4. グリップガイド・レールジョイント取替（P2・P4号機） 1.0式 5. モーターVベルト取替（P2・P4号機） 1.0式 6. ガバナコントローラー取替（P2・P4号機） 1.0式 7. 駆動機ギヤオイル取替（P2・P4号機） 1.0式 8. 雑工 1.0式
5 工 期	令和8年12月18日まで
6 契 約 金 額	18,189,600円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和8年6月26日
8 契約の相手方の住所及び商号又は名称	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 東日本支社 執行役員支社長 大久保 隆則
9 随意契約締結の理由	本工事は、エスカレーターの利用者の安全確保を図るため、エスカレーター関連機器等の補修を行うものである。エスカレーターは製造メーカーによって制御、仕様が異なり、独自の部品等によって構成され、製造されていることから、その補修においても構造や機能を熟知している上記業者以外では期待する効果が得られない。 また、上記業者とは令和8年度契約番号第18号にて保守・点検委託契約を結んでおり、効率よく作業を行えるとともに一元化した責任の明確化が図れる。 以上のことから効果的に工事を進められる同者と随意契約を締結するものである。
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号